

近年、高度情報化社会の進展により、消費者トラブルはますます多種多様になっています。その被害を免れるには自ら合理的に判断・行動することが必要ですが、学校教育の中で得た知識と社会に出てから必要となる知識は必ずしも一致しません。また、社会経験を積んだ40～50代の消費者トラブルも多発しています。年齢・職歴にかかわらず従業員が消費者問題の知識を習得し、トラブルに巻き込まれることなく職務に励むことができるよう、事業所においても消費者教育を行い、自立した賢い消費者を育てることが求められています。

メールマガジンを 登録しよう

沖縄県消費・暮らし安全課では、メールマガジンを配信しております。消費者トラブルに関する注意喚起のため、国民生活センター等に寄せられている相談や、悪質商法、製品による事故情報、防災・防犯情報などを電子メールでお届けします。消費者(社員)教育でも活用できる内容となっていますので、是非ご活用ください。配信を希望される方は、タイトルに「メルマガ配信希望」、本文に企業名を記載の上 aa024007@pref.okinawa.lg.jp へ、送信をお願いします。

目次

目次	1
年代別 苦情の多い商品・役務 ベスト5	2
ご用心! 「資格の電話勧誘」	3
報酬保証をかたる手口に要注意!	3
県内事業者 消費者教育の実施状況について	4
企業紹介・沖縄エジソン	6
企業紹介・新光産業	7
企業紹介・リウボウインダストリー	8
講演「消費者教育とは?」	9
架空請求メール	10
ワンクリック請求	10
定期購入トラブル	11
急増中! 「仮想通貨の詐欺・トラブル」	11
家族にも伝えよう	12
クーリング・オフ制度とは	12
皆様の企業・事業所でもできることから始めませんか?	13
消費者教育講座等のご案内	14

年代別 苦情の多い商品・役務 ベスト5

	20歳未満 [159]	20歳代 [587]	30歳代 [854]	40歳代 [1,055]	50歳代 [881]	60歳代 [784]	70歳以上 [542]
1位	デジタル コンテンツ 69	デジタル コンテンツ 112	デジタル コンテンツ 138	デジタル コンテンツ 254	デジタル コンテンツ 188	デジタル コンテンツ 163	デジタル コンテンツ 53
2位	健康食品 17	賃貸アパート・ マンション 47	賃貸アパート・ マンション 82	賃貸アパート・ マンション 79	インター ネット通信 サービス 65	インター ネット通信 サービス 73	健康食品 38
3位	テレビ放送 サービス 5	サラ金・ フリーローン 40	サラ金・ フリーローン 73	サラ金・ フリーローン 67	サラ金・ フリーローン 57	サラ金・ フリーローン 31	インター ネット通信 サービス 32
4位	自動車 5	自動車 35	健康食品 39	自動車 50	賃貸アパート・ マンション 46	商品一般 28	商品一般 21
5位	携帯電話 サービス 3	モバイル データ通信 28	自動車 39	インター ネット通信 サービス 53	健康食品 39	テレビ放送 サービス 22	テレビ放送 サービス 19

(注) 表頭の年代下 [] 内の数字は、その年代の全相談件数合計。

(注) 「相談その他」(215件)は順位から除外している。「相談その他」の件数は、25年度が259件、26年度が253件となっている。

(注) 年齢が不明等は除外した。

ポイント

- ・各年代で「デジタルコンテンツ」に関する相談が1位に!
- ・働き盛りの20~50代でも消費者トラブルの件数が多く、事業所による消費者教育の必要性がうかがえます。

ご用心!「資格の電話勧誘」

勤務先に社会保険労務士の資格取得を勧める電話がかかってきた。人気の資格で仕事にも役立ち将来有望と説明された。高額な受講料だったが、契約を承諾した。後で考えて不安になったところ、同僚が消費生活センターへの相談を勧めた。



アドバイス

このような場合、興味があっても即決は禁物です。資格の内容、取得費用を調べ本当に必要な資格なのか良く考えてみましょう。不要な勧誘は返事をせずきっぱり断ることが重要です。この事例では、電話勧誘であることから、クーリング・オフ制度を利用し無条件で解約できました。仮にクーリング・オフ期間を過ぎていても解約が可能な場合もあります。

報酬保証をかたる手口に要注意!

副業サイトに登録後、サイト内で「悩みを聞いてくれる報酬として500万円支払う」という男性と出会った。連絡先の交換に2980円のポイント購入と文字化け解除費用として合計15万円をクレジット決済した。不審に思いサイト管理者に問い合わせると「送金確約保証」もあり、万が一相手が報酬を送金しなければサイト側が支払うと言われた。後にネットでこの業者を検索したところ、詐欺業者であった。これまで支払った分を返金してほしい。

アドバイス

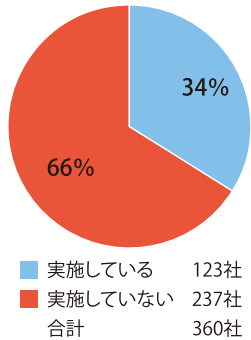
相談者には、この手口が「サクラサイト商法」であることを伝え、サイト管理業者には経緯文を、クレジット会社と決済代行業者には支払停止の抗弁と経緯書を通知するよう助言しました。収入が得られることを前提とした支払いは要注意です。

※サクラサイト商法:さまざまな人物に成りすました「サクラ」を使ってサイトに誘導し利用者に多額の金銭を支払わせる悪質商法

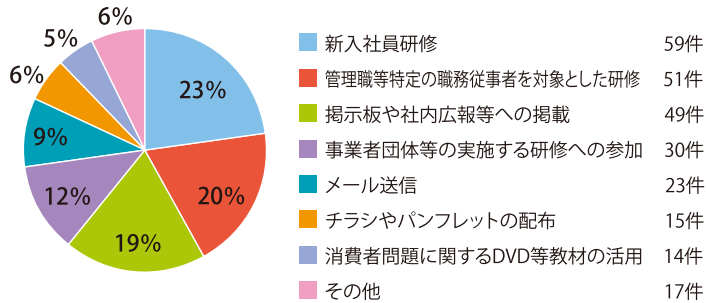
県内事業者 消費者教育の実施状況について

平成30年1月に県内事業所に対し実施

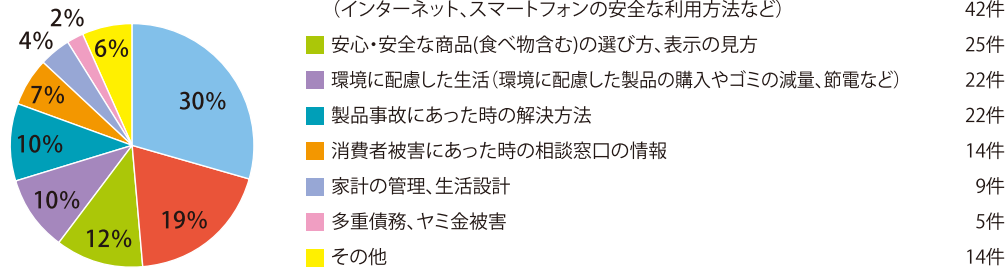
県内事業所 消費者教育の実施状況(360社)



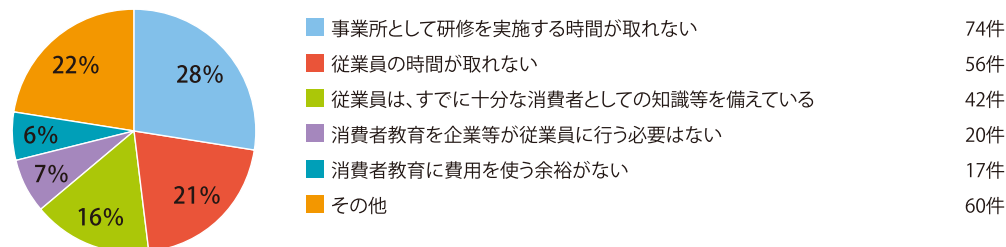
「実施している」を選択した事業所での消費者教育の方法



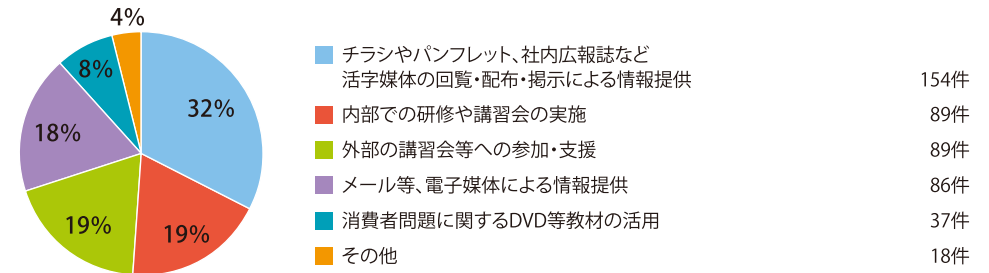
消費者教育の内容(複数回答)



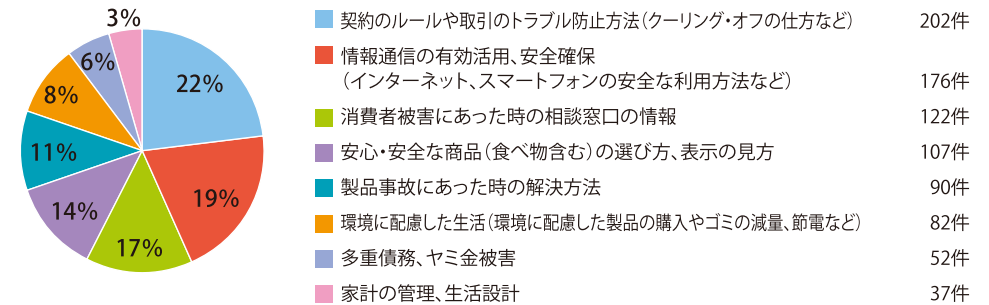
実施していない理由(複数回答)



今後取り組みたいと考えている教育方法(複数回答)



消費者教育を行う際に取り上げたいと思うテーマ(複数回答)



どうしたら企業内で消費者教育に取り組みはじめられるか

2014年に制定された消費者教育推進法は、消費者教育を「消費生活に関する知識や技術の習得と共に、現在及び将来にわたり国に内外の経済社会情勢や環境への影響を考慮して選択できる力を養うもの」と定義した。その推進を国と地方自治体の責務とし、企業や消費者団体には努力義務を課した。

今回の調査結果を見ると、消費者教育を実施していない企業が全体の2/3を占めている。まずは、消費者被害の現状を経営者や企業幹部が正しく認知して、従業員の健やかな生活全体を蝕んでいることがあることに気づく必要がある。そしてその事実が、従業員の働き方に影響を及ぼすことも少なくないことを理解すべきであろう。

多重債務に悩み、職場での気持ちの切り替えができない例を幾つか見てきた。悪質商法は巧妙化し、ごく普通の人々を借金過多やメンタルストレスに追いやる。

企業の社会的責任(CSR)が叫ばれて久しいが、顧客や従業員に対する責任はもとより、環境配慮責任や持続可能な社会の構築への責任も企業は負う。なぜなら企業は社会的な存在だからである。2015年に国連総会で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、企業がまず取り組むべき大きな課題である。2030年を目途とする17の目標は、政府が推進本部を設置して、企業や自治体他様々な組織の取り組みを奨励し支援している。経営者は新たなビジネスチャンスと捉えるべき内容である。

従業員(=消費者)の安心安全な生活をサポートし、企業人として環境や人権に眼差しを向けるのに、消費者教育は効果のある知恵なのである。全従業員が生きて働くことのできる職場環境作り(目標第8:働きがいのある人間らしい仕事の実現、外務省訳)もSDGsには明示されている。従業員とともに、何から手を付けるかは是非自由に意見交換をしていただきたい。



西村隆男氏
(横浜国立大学名誉教授)

沖縄エジソン

◎定期的に情報セキュリティー研修を実施

社員教育は、社員とその家族を守るため。子どもや高齢のご両親が消費者被害に遭わないためにも、社員が家族で過ごし、コミュニケーションをとる時間の確保も会社として配慮する必要がある。

情報ネットワーク時代において、ソフト等を提供する企業としての信頼を得るため、定期的なセキュリティー研修を行っている。また、数カ月に1回は社長と社員の面談を約1時間設け、従業員の変化を見守っている。



沖縄エジソンの中山淳氏

消費者教育につながる社内研修事例等



・情報セキュリティー研修

入社時に1回、全社員対象に年1回実施。インターネットを介した犯罪等を中心に研修。終了後、テストも実施。認証登録としてPマーク(プライバシーマーク)、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)。

事業 情報システム、ソフト開発、LAN構築、ホテルシステム、情報通信設備、電気工事、病院設備
社員 100名(男85名・女15名/H28年2月)

〒902-0072 那覇市字真地369番地
TEL 098-854-8221
E-mail q-zine-edn@edison.co.jp
URL <http://www.edison.co.jp/>



新光産業

◎新人研修の中に消費者教育を組み込む

社員とその家族が日々成長するため、新人、中間、幹部、全体会議、ビジョン研修を実施している。特に新人研修では、消費者教育を含めた研修を行っている。先輩たちと日々コミュニケーションを取りながら、個の成長のためにすべきことをし、自立した消費者として家庭をしっかりと守ってほしいと願っている。

朝礼や社内報なども活用し、消費者トラブルの注意喚起を行っている。



新光産業の糸満順二氏・金城直子氏

消費者教育につながる社内研修事例等

・新人社員研修

人生設計からお金のトラブル、安心・安全な商品の選び方、表示の見方、契約ルールや取引トラブル防止方法、環境への配慮の必要性など、消費者教育を含めて時間をかけて研修を行っている。



事業 電設資材・空調機器・住設機器(システムキッチン等)・家電商品・通信機器等の販売
従業員 69名(内パート3名)平均34歳

〒900-0036 那覇市西3-13-57
TEL 098-868-5121
FAX 098-869-9974
E-mail honsha@shinkousangyou.jp
URL <http://www.shinkousangyou.jp>



リウボウインダストリー



リウボウインダストリーの
上地義彦氏

◎社内ツールを使った情報共有を実施

沖縄県消費・くらし安全課から配信されるメールマガジンの消費者トラブルに関する注意喚起をプリントアウトして、社内の広報掲示板に掲示している。また、社内イベントや広報活動などの情報を発信している社内情報共有ツール「パワーエッグ」内の掲示板でも周知している。

近年は社内のハラスメントにも配慮し、社員向けの問い合わせ窓口を設置し、何かあれば業務上、個人的なことを問わずに相談を、と呼びかけている。また、ストレスチェックを毎年行っている。

消費者教育につながる社内研修事例等



・不審な電話は社内会議で情報共有

複数のお客様から、「リウボウ社員を名乗る人物から、購入した覚えのない商品の代金を支払うよう電話があった」と情報提供があったため、「弊社ではそのような対応はしていない」とお客様に対し注意喚起を行った。このような情報は社内会議等の場で情報共有している。

事業 百貨店運営
社員 258名(社員143名・パート契約115名)
(2017年4月現在)

〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番地1号
TEL 098-867-1171(代表)
FAX 098-867-1302
URL <http://ryubo.jp>



講演 「消費者教育とは？」

講師：横浜国立大学名誉教授 西村 隆男

講演日時：2018年1月25日

場 所：パシフィックホテル沖縄(那覇市西)

<講師プロフィール>

学校教育のみならず地域社会への消費者教育の推進に長年にわたって取り組み、「消費者教育の推進に関する法律」の制定にも関わり、現在は消費者市民教育としての消費者教育の普及に努めている。

公職等

文部科学省「消費者教育推進委員会」委員長

日本消費者教育学会顧問

著書等

『消費者教育学の地平』(慶應義塾大学出版会)

『社会人なら知っておきたい金融リテラシー』(祥伝社新書)

これからの消費者教育推進

消費者教育推進会議の方向性

- ・消費者市民社会意識の普及推進
- ・倫理的消費(エシカル消費)の浸透
- ・学校消費者教育の推進
- ・消費生活センターの拠点化
- ・主体間の連携・協働(コーディネーターの配置)

+消費者教育推進法の強化

消費者自身が環境問題や人権問題などを視野に入れ、消費行動を意識的に選択することで、よりよい社会の発展に寄与できる。

消費者被害を未然に防ぐために、消費者市民の意識啓発を図っていく必要がある。そのためには、市民・事業者・地域団体等の活動と連携し、アクションやイベントを企画した地域ぐるみの取り組み、さらに、自治体やメディアによる積極的な支援を行い、消費者市民意識の普及を推し進めていく。



西村隆男氏



SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは？

2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」を意味する Sustainable Development Goalsの略称。2030年までの国際目標として、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」を誓っています。

事例1 架空請求メール

携帯電話やスマートフォンに身に覚えのない有料サイトの利用料金の請求メールが来た。「情報サイトの無料期間が過ぎても退会処理がされていない。登録料・延滞料が発生しているので早く連絡するように」との記載があった。

≡≡≡ アドバイス ≡≡≡

・架空請求には自分から連絡しない!

身に覚えのない「有料サイト利用料金」「デジタルコンテンツ利用料」「出会い系サイト利用料」などの名目で請求が届いたら注意。身に覚えがなければ請求があっても支払う必要はありません。自分から連絡し個人情報などを知らせないようにしましょう。

請求者は、サイトの運営会社、通信会社、弁護士、司法書士事務所、調査会社を名乗るなどさまざまです。最近では、中央省庁、公的機関、公益法人等によく似た名称を名乗るケースもあります。請求手段も、電子メールやSMS・郵便・電話など、いろいろな手段が使われるようになっていきます。

事例2 ワンクリック請求

スマートフォンでニュースを見ていた時に誤って広告に触れてしまい、アダルトサイトにつながった。突然画面が変わり「登録完了、10万円支払うように」という表示が出た。「退会はこちら」の案内があったので電話をすると、「支払わないと退会できない」と言われた。

≡≡≡ アドバイス ≡≡≡

・根拠のない請求には応じない!

画面をクリックしただけで一方的に料金を請求されるケースはほぼワンクリック請求です。契約は成立していないので料金を払う必要はありません。アダルト情報サイトのトラブルでは、慌てて業者に「連絡しない」「お金を払わない」が基本です。

・二次被害にご注意を

トラブルを解決しようとインターネットで相談先や解決方法を検索し、「無料相談」「返金可能」をうたう窓口で相談したところ、実際には探偵業者に依頼しており高額な費用を請求されたなど二次被害が増加しています。

事例3 定期購入トラブル

スマートフォンでSNSの広告を見て、「お試し価格500円」にひかれ1回だけのつもりで健康食品を購入した。2週間後、また商品が届いたので販売業者に連絡したところ、「定期購入なので、商品を5回受け取らないと解約できない」と言われた。定期購入コースだと分からなかった。

≡≡≡ アドバイス ≡≡≡

・通信販売はクーリング・オフは適用されません。

・契約内容・解約条件をしっかりと確認!

契約内容・解約条件が別ページに記載されていたり、文字が小さく分かりづらい場合があります。注文の

際は「定期購入が条件となっていないか」「解約・返品ができるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」など契約内容・解約条件をしっかりと確認しましょう。



急増中! 「仮想通貨の詐欺・トラブル」

インターネット上でやりとりする「仮想通貨」を巡るトラブルが増えています。2017年には、全国各地の消費生活センターに寄せられた相談件数は2千件を超え、前年に比べて3.4倍も急増しています。「必ずもうかる」と勧められ、仕組みを理解しないまま高額を支払った高齢者からの相談が目立ちます。

実態のない通貨の購入を持ち掛けられる可能性に限らず、広く流通する「ビットコイン」などの仮想通貨も価格の乱高下やハッキングによる不正送金のリスクを抱えています。

≡≡≡ 被害のパターン ≡≡≡

- ・新たに発行されるという仮想通貨の購入を勧められ、購入したものの業者と連絡がつかなくなった
- ・取引所に預けた仮想通貨がハッキングにより勝手に売却され、資産が減少した
- ・仮想通貨を購入後、価格が大幅に下落した

≡≡≡ アドバイス ≡≡≡

- ・購入を勧められた場合、金融庁のホームページで登録のある業者かどうか確認する
- ・不安があれば、消費生活センターなどに相談する

家族にも伝えよう 社員として学んだ消費者としての心がまえやトラブル事例を家族にも伝えていきましょう

家族・地域で見守る！ 高齢者の消費者トラブル



高齢者は悪質業者などに狙われやすい傾向にあります。高齢者が安全で安心できる消費生活を送るためには、本人の自覚も必要ですが、身近にいる家族や地域の人たちが日々の暮らしや交流の中で見守っていくことが、大切です。

親子で対策！ 子どものインターネットトラブル



現代社会では、誰でもスマートフォンやタブレットPC・パソコンなどから気軽にインターネットへ接続できるようになりました。簡単に情報を取り込むことができ便利になった反面、インターネットを介したさまざまなトラブルも発生しています。特にゲームサイト(課金ゲーム・ゲームアプリ購入)などでクレジットカードを利用し、高額請求されるケースが増えています。

クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘など、不意打ち的な勧誘によって、自分の意思がはっきりしないまま契約を結んでしまった場合、消費者が「頭を冷やして考え直す」ために導入された制度です。法律の定めた期間内であれば、無条件(違約金もなし)で契約を解除できます。もし業者が嘘や脅しなどによってクーリング・オフを妨害した場合には、期間が延長されます。

※クーリング・オフができるかどうか、その条件については消費生活センターにお問い合わせください。

クーリング・オフができる取引内容と期間

訪問販売 店舗外での訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス、催販商法では店舗契約を含む)	特定継続的役務提供 エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
電話勧誘販売 電話勧誘による取り引き	訪問購入 店舗外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	
連鎖販売取引 いわゆるマルチ商法	業務提供誘引販売取引 いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

クーリング・オフの方法

クーリング・オフを書面で通知

- ① はがきなどの書面に、右図のように「契約を解除する」旨を明記して、支払った金額の返金、商品の引き取りを求めます。
- ② 書面は、宛名欄を含めすべてコピーを取っておきます。
- ③ 書面は「簡易書留」や「特定記録郵便」など、証拠が残る方法で送ります。
- ④ 書面は販売会社宛に、クレジット契約がある場合にはクレジット会社にも同じ内容を送ります。
- ⑤ 書面の発送は、必ずクーリング・オフの期間内に行います。(期間内に相手に届かなくても有効)

返金を受け、商品の引き取りを要求

- ⑥ 全額返金されたかどうかを確認し、商品は販売会社に引き取りを要求します。
- ⑦ すべての書類、書面は最低でも5年間は保管します。

郵便はがき □□□-□□□□ ○○販売株式会社 代表者様 住所	契約解除通知書 次の契約を解除します。 契約年月日 平成○○年○月○日 商品名 ○○○○○ 契約金額 ○○○○○円 販売会社 株式会社○○○ 担当者名 ○○○ 支払った代金○○○○○円を返金し商品を引き取り下さい。 平成○○年○月○日 契約者 住所 氏名
---	---

こんな場合はクーリング・オフできません

- 自分から自宅への訪問を依頼し、契約・購入したもの
- 自動車や自動車リース ● 葬儀、ガス、電気、水道など
- 使用した消耗品(化粧品、健康食品など)
- 3,000円未満の現金取引
- 事業所として契約したもの
- 訪問購入の場合、自動車(二輪を除く)、大型家電、家具、書籍、CD・DVD、ゲームソフト類、有価証券など
- 通信販売で購入したもの(ただし、広告に返品制度の有無などが表示されていない場合、商品を受け取った日から8日以内であれば、購入者の送料負担で返品可能)

皆様の企業・事業所でも できることから始めませんか?

- ☑ パンフレット等の社内回覧や掲示板活用
- ☑ ショート動画で学ぶ(会議などでミニ勉強会)
- ☑ メルマガに登録し、社内掲示板へ掲載 ⇒ aa024007@pref.okinawa.lg.jp
- ☑ 外部講師を招いて会議などの時間を活用 ⇒ 沖縄県消費生活センターへ依頼「消費者教育講座 沖縄」で検索

職場で手軽に活用できるサイト紹介

新入社員研修で活用できるパンフレットや動画(貸出)を確認できます。

経済産業省 新入社員研修における消費者教育の実施



- ・「契約はよく理解して慎重に」(パンフレット)
- ・貸出動画(申請書)



行政機関等が作成した、注意喚起動画紹介

ユーチューブ 消費トラブル



4~10分程度の注意喚起動画が数多く紹介されています。
週礼や定期会議の場などでの視聴に最適です。



沖縄県

沖縄県 消費暮らし安全課



- ・「消費者トラブルに注意! ~ワンポイントアドバイス~」の冊子(電子版)
- ・注意喚起事例等、様々な情報を得ることができます。



講師派遣無料!

～学ぶことからはじめよう～

消費者教育講座等のご案内

- ◆ご希望の場所に講師が出向き、消費生活に関する様々な情報や消費者被害に遭わないポイントなどをテーマに講座を開催します。
- ◆事業所、学校の授業や保護者会、自治会や老人会、各種サークルなど、ニーズに合わせてお話しします。

沖縄県消費生活センターでは、消費者被害者の未然防止を図り、県民一人ひとりが自立した賢い消費者になることを目指して、消費者教育講座を実施しています。

例えばこんなテーマで……

消費者教育講座では……

- ✓ 契約、クーリング・オフ制度について
- ✓ 身近な消費者トラブルの事例
- ✓ 消費者被害に遭わないポイント
- ✓ 被害に遭ってしまったときの対処法
- ✓ 悪質商法の手口と対処法
- ✓ インターネット、スマートフォンをめぐるトラブル など

問い合わせ

沖縄県消費生活センター(県庁1階)
 ☎098(863)9212 FAX 098(863)9215
 「消費者教育講座 沖縄」で検索

消費者相談窓口一覧表

	市町村	相談窓口	電話番号	相談日	相談時間
県	沖縄県	沖縄県消費生活センター	098-863-9214	月～金	9:00～12:00, 13:00～16:00
		沖縄県消費生活センター-宮古分室	0980-72-0199	月～金	9:00～12:00, 13:00～16:00
		沖縄県消費生活センター-八重山分室	0980-82-1289	月～金	9:00～12:00, 13:00～16:00
市部	那覇市	那覇市消費生活センター	098-862-3278	月～金	9:00～12:00, 13:00～16:00
	宜野湾市	宜野湾市消費生活センター	098-893-4136	月～金	9:00～12:00, 13:00～16:00
	石垣市	市民生活課	0980-82-1253	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:00
	浦添市	市民相談室	098-851-5059	月～金	9:00～12:00, 13:00～17:00
	名護市	北部12市町村 消費生活相談室	0980-53-7518	月・火・木	10:00～12:00, 13:00～16:00
	糸満市	市民生活環境課	098-840-8123	月～金	9:00～12:00, 13:00～16:00
	沖縄市	沖縄市消費生活センター	098-929-3140	月～金	9:00～12:00, 13:00～16:00
	豊見城市	消費生活相談	098-850-0159	第1、3火	10:00～12:00, 13:00～16:00
	うるま市	消費生活センター	098-973-5692	月～金	10:00～12:00, 13:00～16:00
	宮古島市	市民生活課	0980-73-2695	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	南城市	消費生活相談(大里庁舎)	098-946-8981	火	9:00～12:00, 13:00～16:00
国頭郡	国頭村 ※	企画商工観光課	0980-41-2101	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	大宜味村 ※	総務課総務係	0980-44-3001	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	東村 ※	総務財政課	0980-43-2201	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	今帰仁村 ※	経済課	0980-56-2256	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	本部町 ※	商工観光課	0980-47-2700	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	恩納村 ※	福祉健康課	098-966-1207	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	宜野座村 ※	観光商工課	098-968-5125	月～金	9:00～12:00, 13:00～17:00
	金武町 ※	産業振興課	098-968-2645	月～金	9:00～12:00, 13:00～16:00
	伊江村 ※	商工観光課	0980-49-2906	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	中頭郡	読谷村	商工観光課	098-982-9216	月～金
嘉手納町		産業環境課	098-956-1111(内327)	月～金	9:00～12:00, 13:00～17:15
北谷町		消費生活相談室	098-936-1234(内277)	木	10:00～12:00, 13:00～16:00
北中城村		法律相談	098-935-2233	第1木	13:00～16:00
中城村		住民生活課	098-895-2131	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
西原町		産業課	098-945-4540	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
島尻郡		与那原町	無料法律相談	098-945-2201	奇数月第1、3金、 偶数月第3金
	南風原町	消費生活相談窓口	098-889-3217	金	10:00～12:00, 13:00～16:00
	渡嘉敷村	民生課相談窓口	098-987-2322	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:00
	座間味村	消費者相談窓口	098-987-2311	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	粟国村	民生課	098-988-2017	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	渡名喜村	経済課	098-989-2066	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	南大東村	産業課	09802-2-2037	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	北大東村	福祉衛生課窓口	09802-3-4055	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:00
	伊平屋村 ※	総合推進室	0980-46-2800	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	伊是名村 ※	商工観光課	0980-45-2534	月～金	9:00～12:00, 13:00～17:00
	久米島町	総合相談窓口	098-985-7123	月～金	9:00～12:00, 13:00～17:15
	八重瀬町	観光振興課	098-998-2344	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
	多良間村	観光振興課	0980-79-2260	月～金	9:00～12:00, 13:00～17:00
宮古郡	与那国町	消費生活相談窓口	0980-87-3575	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15
八重山郡	竹富町	産業振興課	0980-82-6191	月～金	8:30～12:00, 13:00～17:15

※本島北部地域(国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・恩納村・宜野座村・金武町・伊江村・伊平屋村・伊是名村)にお住まいの方は、

名護市に設置されている「北部12市町村 消費生活相談室(TEL:0980-53-7518)」もご利用になれます。

～平成29年4月より、北部12市町村が連携し共同で消費生活相談員を配置しています。～